

審 査 基 準

平成23年1月4日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第13条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(係)
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110 内線 3031）
備 考：